

第56回 東海伝統工芸展 応募要項

令和7年

1. 趣 旨

公益社団法人日本工芸会東海支部（愛知・岐阜・三重・静岡）は、文化財保護法の趣旨にそって、伝統工芸の技法を練磨して精髓を極め、新しい感覚が織なす明日につながる工芸作品を創作することを目的にする。

東海伝統工芸展は、広く一般から工芸作品を公募し将来の伝統工芸を担う人材を育成するとともに、作品研修を目的に開催し、工芸の健全な発展と文化の向上に寄与しようとするものです。

2. 主 催 中日新聞社・(公社)日本工芸会・(公社)日本工芸会東海支部

3. 開催地・会期・会場

開催地	会 期	会 場
愛 知	令和7年 4月22日(火)～4月27日(日)	愛知県美術館ギャラリー 8階 G室

4. 応募資格

愛知・岐阜・三重・静岡の4県に在住・在勤者。

5. 出品点数・出品料

ア. 出品点数 1人2点以内、未発表作品に限ります。

イ. 出品料 1点13,000円 2点15,000円 ※図録引換券2枚付き

6. 作品の搬入期日・搬入場所及び搬入留意事項

(1) 輸 送 搬 入

ア. 搬入期日 令和7年3月6日(木) 10:00～12:00 (配達日・時間指定で、送付して下さい)

イ. 作品送付先

〒507—0014 岐阜県 多治見市 虎溪山町 4—13—1

とうしん学びの丘“エール”「とうしん美濃陶芸美術館」

東海伝統工芸展係(部会名)

TEL 090—7780—8100

ウ. 特に、陶芸作品は必ず破損のないよう厳重に梱包をし、外箱には「部会名」を朱書きしてください。(全部会同様)

エ. 出品申込書は、2月25日～3月4日期间内必着で 下記に送付してください。

宛先に「部会名」も明記してください。

〒489—0022 愛知県 瀬戸市 赤津町 78 日本工芸会東海支部 事務局

TEL 0561—85—5335

オ. 出品料は、ゆうちょ銀行指定の「電信払込請求書・電信振替請求書」にて、受取口座番号、記号「12470」番号「30128181」受取人名前「日本工芸会東海支部」を記入して、2月25日～3月4日期间内に送金して下さい。

カ. 入落に関係なく、輸送用箱は返却しません。

キ. 「作品預かり証」は「図録引換券」と同封して 申込者に郵送します。

(2) 持 込 搬 入

ア. 搬入期日 令和7年3月7日(金) 11:00～14:00

イ. 搬入場所 〒507—0014 岐阜県 多治見市 虎溪山町 4—13—1

とうしん学びの丘“エール”「とうしん美濃陶芸美術館」

TEL 090—7780—8100 (別紙地図参照)

ウ. 出品作品・出品申込書・出品料を持参して下さい。

(3) 搬入留意事項

- ア. 作品には裏面その他適当な所に、氏名・作品名を明記した紙片あるいは布を添付してください。
- イ. 染織部会 着物の場合は、下前襟先の裏側、着尺類は左下裏側に氏名・作品名を縫いつけてください。着物類は畳紙を半分にして入る箱（50cm×40cm×6cm内外）着尺類は反物箱に入れて氏名・作品名を記入してください。
- ウ. 陶芸以外は、一点ずつ箱入りにしてください。
- エ. 作品名が適当でないときは、審査委員会で変更することがあります。
- オ. 入選作品は、原則として販売いたします。

7. 審査委員

一次 審査委員

◇陶芸部会

伊藤 嘉章	愛知県陶磁美術館 総長・町田市立博物館 館長
正村 美里	岐阜県美術館 副館長兼学芸部長
酒井 博司	陶芸作家
西田 真也	陶芸作家

◇染織部会、人形部会

齋藤 智愛	岐阜県美術館 主任学芸員
磯 緋佐子	染織作家
松山 好成	染織作家
堀部 信子	人形作家

◇漆芸・木竹工・金工・諸工芸部会

林 奈美恵	古川美術館 主任学芸員
鶴飼 敏伸	漆芸作家
池田 貴普	七宝作家

二次 審査委員

伊藤 嘉章	正村 美里	齋藤 智愛	林 奈美恵
若尾 誠	陶芸作家	川口 清三	木工作家

授賞選考審査委員

伊藤 嘉章	正村 美里	齋藤 智愛	林 奈美恵
安藤 重幸	日本工芸会東海支部 支部長	鈴木 徹	陶芸作家
若尾 誠	川口 清三		

8. 審査発表

- ア. 審査結果は、後日 書面によって通知するほか、東海支部が開設するホームページに掲載する。日本工芸会東海支部のホームページアドレスは、<https://nihonkogeikai-tokai.com>
- イ. 本人に限り、電話による問い合わせに応じます。
3月8日(土) 16:00~17:30 TEL 090-7780-8100

9. 陳列作品

本展に陳列する作品は、東海伝統工芸展規程に基づき 合格したものとします。

10. 研究会

3月9日(日) 10:00~12:00、とうしん学びの丘“エール”「とうしん美濃陶芸美術館」において、審査委員の先生方に講評して頂きます。時間厳守で集合して下さい。

11. 図 録

- ア. (公社)日本工芸会東海支部が 管理をして、作品図録を作成します。
- イ. 出品料には図録2冊が含まれています。「図録引換券」をお渡し致しますので
展覧会中に受付にて図録と引換えてください。
- ウ. 作品輸送搬入の場合、「図録引換券」は、「作品預かり証」と同封して 返送します。
- エ. 追加で購入希望の場合は、会場にて直接購入願います(1冊 1,500円)
- オ. 従前どおりの 方法・内容で 行います。

12. 第56回 東海伝統工芸展「案内状」の配布

- ・支部会員 及び 応募者一人ひとりに 幅広く 力強く 告知・宣伝していただくよう2枚配布
します。
- ・応募者には、「案内状」を 5枚 お渡しします。
- ・入選者には、「案内状」を 30枚 後日送付します。

13. 表彰式・懇親会

4月22日(火)に実施予定

14. 選外作品の搬出

- (1) 3月9日(日)10:00~14:00及び10日(月)10:00~14:00 とうしん学びの丘“エール”
「とうしん美濃陶芸美術館」にて、「預かり証」と引き換えで搬出して下さい。ただし審査結果
通知が後日となりますので、「8. 審査発表ア・イ」をご覧頂き、ホームページもしくは電話
で問い合わせ下さい。
- (2) 上記、期日内に引き取りのない場合は、着払い(荷作り料・運賃・保険料込み)で
ヤマト運輸に委託致します。(選外作品は、3月下旬頃の到着予定)

15. 入選作品の搬出

- (1) 下記にて、「預かり証」と引き換えで お渡しします。

期 日	時 間	会 場
5月7日(水)	10:00~12:00	〒487-0024 愛知県 春日井市 大留町3-1-1 春日井ヤマト美術品センター TEL 0568-51-3961 (別紙地図参照)

- (2) 会期最終日の愛知県美術館ギャラリーでの搬出は、できません。
- (3) 期間内に 引き取りのない作品は、着払い(荷作り料・運賃・保険料込み)で
ヤマト運輸に委託して 返送します。(5月中旬頃の予定です)

16. 個人情報について

出品の際に記載された情報は、日本工芸会及び同東海支部ホームページや報道機関への入選
発表、図録掲載、巡回展主催者への資料提供、東海伝統工芸展関係の案内等に限って使用する。

17. 各会場での写真撮影について

東海伝統工芸展規程 第16条に規定しておりますが入選者は、会場で一般鑑賞者が貴殿の
入選作品を写真撮影することを許可するか「可・否」を出品申込書に記載して下さい。

◎ 東海伝統工芸展 事務局(問い合わせ先)

〒489-0022 愛知県 瀬戸市 赤津町 78

公益社団法人 日本工芸会 東海支部

TEL// FAX 0561-85-5335

090-7780-8100

東海伝統工芸展規程(抄)

(運営委員会)

第4条 本展を総理するために、東海伝統工芸展運営委員会を置く。

(部会構成)

第6条 本展は、作品の種別によって次の4部会に分ける。

第1部会 陶芸、第2部会 染織、第3部会 漆芸・木竹工・金工・諸工芸

第4部会 人形

(出品作品)

第7条 出品は公募とし、愛知・岐阜・三重・静岡の4県に在住・在勤する会員及び一般作家を対象とする。

2 出品作品は本展の趣旨にそうもので、自己が制作した未発表のものであること。

3 出品申込みは所定の申込書に出品料を添えて申し込むこと。

6 受付作品と引き換えに「預かり証」を交付する。

7 受付作品の保管は、搬出時まで実行委員会がその責を負う。但し、災害等不可抗力によって生じた損害については、その責を負わない。

(審査)

第10条

2 審査は、一次審査(各部会別)と二次審査(総合)の2段階でおこなう。

4 二次審査は、二次審査委員によって、一次審査に合格した作品並びに、特別待遇出品者の作品を審査をして、本展に陳列すべき作品を決定し、かつ、授賞候補作品を選定する。

5 審査については、異議の申し立てをすることはできない。

(授賞)

第11条 出品作品のうち優秀なものに対し、下記の賞を贈る。但し、特別待遇出品者の作品は対象としない。

日本工芸会賞・東海伝統工芸展賞・愛知県知事賞・岐阜県知事賞・名古屋市長賞・中日賞・NHK名古屋放送局長賞・安藤氏賞・東濃信用金庫賞・東海伝統奨励賞・東海伝統奨励賞

4 授賞選考については、異議を申し立てることはできない。

(陳列)

第12条 陳列する作品は、本展が定めた審査に合格した入選作品とする。

但し、遺作については、幹事会が出品を委嘱して陳列することができる。

3 陳列の位置配列などについて、異議を申し立てることはできない。

(搬出)

第13条 出品作品の搬出は、指定された期日・場所にて「預かり証」と引き換えに行う。

2 陳列作品は、会期中搬出することができない。

(撮影)

第16条 受理した作品を撮影または模写しようとする者は、出品者の承認及び実行委員長長の許可を得なければならない。但し、報道関係者はこの限りでない。

2 主催者は、受理した作品を撮影して図録を刊行することができる。

(規定以外の事項)

第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、実行委員長が定める。